

第 54 回 鈴鹿市都市計画審議会 議事要約書

- 1 日時：令和 7 年 1 月 30 日（木）15 時 00 分から 15 時 53 分
- 2 会場：鈴鹿市役所 本館 5 階 502・503 会議室
- 3 出席者：
（都市計画審議会委員）
（オンライン出席）
坂口博文、村山顕人、福田ミキ
（会場出席）
磯部友彦（会長）、山路由実子（職務代理者）、
今井俊郎、金沢幸子、鶴田利恵、藤枝律子、
松葉谷光由、矢田真佐美、河尻浩一
（鈴鹿市）
都市整備部長 奥西真哉
都市整備部次長 伊藤実
都市計画課長 齋藤鎮伸
（事務局）
都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志
同グループ 鈴枝寛規、坂田菜津美
- 4 議題：
（1）鈴市立地適正化計画策定に伴う小委員会設置について
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍 聴 者：0 名
- 7 議事録署名人：坂口博文委員、鶴田利恵委員
- 8 配布資料：第 54 回 鈴鹿市都市計画審議会 事項書
第 54 回 鈴鹿市都市計画審議会 議案書
- 9 審議会の内容（要約）

幹事（課長）

只今から第 54 回鈴鹿市都市計画審議会を開催します。委員の皆様には、お忙しいところ当審議会に出席いただきありがとうございます。本日の審議会は、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領に基づき一部委員の方がオンライン参加であることを報告します。それでは初めに都市整備部長が挨拶します。

部長

都市整備部長の奥西です。本来であれば、副市長から挨拶するところですが

が、公務多忙によりスケジュール調整が付かず不参加となったことをお詫びします。ついては、副市長に代わり挨拶します。本日は、忙しい中第 54 回鈴鹿市都市計画審議会に出席いただきありがとうございます。また、日頃は本市の都市計画行政を始め、市政各般にわたり格別の理解と協力に感謝します。当審議会は、本市の都市計画に関する事項について審議いただく重要な審議会です。委員の皆様方には、何かとお世話いただきますがよろしくお願いします。

本日は議題が 1 件とその他事項の報告が 1 件あります。まず、議題第 1 号の「鈴鹿市立地適正化計画策定に伴う小委員会設置について」です。人口減少社会に適応した、持続可能で安全・安心な都市構造へと転換を図るため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を複数年かけて策定したいと考え、都市計画審議会の下部組織として小委員会の設置をお願いするものです。

また、その他事項の報告は「四日市都市計画道路北勢バイパスの変更に係る取り扱いについて」です。四日市都市計画に定められています、北勢バイパスは三重郡川越町南福崎の国道 23 号との交差点から四日市市采女町の国道 1 号との交差点までの都市計画道路で、四日市都市計画に関することですが、本市で国が現在事業を進めている鈴鹿四日市道路とつながる道路であることから、情報共有を図るものです。以上が本日の議題です。皆様から貴重な意見を頂きたいと考えています。審議の程よろしくお願いします。

幹事（課長）

続きまして、お手元に配布した資料の確認をお願いします。

- ・第 54 回鈴鹿市都市計画審議会 事項書
- ・第 54 回鈴鹿市都市計画審議会 議案書

以上ですが過不足等はありませんか。資料の不備等があったら、事務局まで言ってください。

それでは、議事に入る前に何点かお断りをします。まず、議事録作成のため録音します。議事録は要約記録とし公開します。また、質疑応答の際に発言する場合は、議長へ呼びかけ議長から指名を受けた後に発言願います。さらに会場にて出席の委員は、発言の際に係員がマイクを席にお持ちしますので、マイクを使用して発言願います。

つづきまして、本日の審議会が 1 号委員の改選後はじめての審議会となることから、令和 6 年 5 月頃に実施した委員による会長選出の結果を報告します。集計の結果、本審議会の会長を引続き磯部委員をお願いすることとなりました。また、職務代理者については、会長から指名頂いた山路委員をお願いをしていることを報告します。

ここで、委員改選により新たに参加の委員もいますので、委員の皆様を紹介

します。はじめに、会長の磯部委員に挨拶を頂き、その後、手元の審議会委員名簿の順で委員の皆様を紹介しますので、一言挨拶をお願いします。磯部会長をお願いします。

(順次紹介)

以上の方々となります。

引き続き幹事及び事務局から挨拶します。

(事務局職員順次紹介)

以上となります。

改めまして委員の皆様よろしくお願いします。

それでは、鈴鹿市都市計画審議会条例第 7 条の規定に基づき、磯部会長に議長をお願いします。磯部会長、議事進行をよろしくお願いします。

議長（会長）

それでは、規定により私が議長を務めますのでよろしくお願いします。本日は、審議会委員 16 名中 12 名の委員が出席し、2 分の 1 以上に達しており、鈴鹿市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、審議会は成立しますことを宣言します。

また、本日の傍聴者については来られていません。

議事に先立ち、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領第 9 条の規定に基づき、議事録署名人を 2 名指名します。前回の署名人を踏まえた上で、名簿順で指名します。本日の議事録署名人は坂口委員と鶴田委員になります。委員の皆様よろしいですか。坂口委員と鶴田委員よろしくお願いします。それでは、手元に配布しています事項書に基づき進めます。

議題 1「鈴鹿市立地適正化計画策定に伴う小委員会設置について」事務局説明をお願いします。

事務局

鈴鹿市立地適正化計画策定に伴う小委員会設置について説明します。

平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法が改正され、都市の再生と活性化を通じて経済成長や地域の活力を向上させるとともに、持続可能で魅力的な都市構造を形成することを目的とし、人口減少や高齢化、都市機能の低下などの社会的課題に対応し、都市の魅力と競争力を高めることを目指す都市再生特別措置法の基、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るため、立地適正化計画制度が創設されました。

これまで、都市マスタープランを活用して、コンパクトなまちづくりに向けて都市機能の誘導や交通ネットワークの形成を図ってきましたが、生活に必要

な施設、医療、福祉、商業施設、住居等がまとまって立地し、これらの拠点を利便性の高い公共交通で結ぶ都市構造を目指す、コンパクトシティプラスネットワークの考え方でまちづくりを進めることが重要であるという国の方針が示され、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランである立地適正化計画を策定することになりました。

実行計画である立地適正化計画を進めることで、まちづくりの理念や都市計画の目標、各種社会的課題への対応について定めた、鈴鹿市都市マスタープランの実現を図っていきます。

都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づき居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する計画を定めるため、住民に最も身近なまちづくりの中核的な担い手である市町村が都市全体を見渡しながら作成します。

これからのまちづくりでは、立地適正化計画を策定することにより、届出・勧告や各種の支援措置等を活用することが可能となることから。立地適正化計画をはじめとする誘導策と都市計画法に基づく土地利用規制や開発許可を一体的に運用する『広義の都市計画制度』により都市づくりを進めていくことが重要であると考えています。

立地適正化計画で定める主な事項について説明します。まずは、立地適正化計画の区域です。都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となります。また、立地適正化計画では二つの区域を定めます。

一つ目は、居住誘導区域です。人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域です。二つ目は、都市機能誘導区域です。居住誘導区域の中に設けます。医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点に誘導し集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。これらの区域を効果的に運用するための施策やインセンティブも定めます。

立地適正化計画策定状況は、全国で都市計画区域を有する都市が 1,352 都市あり、令和 6 年 7 月 31 日時点で 835 都市が立地適正化計画について具体的な取組を行っています。また、県内他市の立地適正化計画の策定状況は、多くの市が策定公表済みまたは策定中となっています。

立地適正化計画の策定主体は市です。市が立地適正化計画を策定する場合に検討委員会等を設置し立地適正化計画の検討・案の作成を行います。本市では、都市計画審議会小委員会と立地適正化計画の検討・案の作成等協議を行いながら、策定したいと考えています。また、都市再生特別措置法第 81 条第 22

項には、立地適正化計画を作成するときは、市都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされていることから、立地適正化計画策定過程において、都市計画審議会に諮りします。

以上で、鈴鹿市立地適正化計画策定に伴う小委員会設置についての説明を終わります。

議長（会長）

質問や意見がありましたら、発言願います。

鶴田委員

立地適正化計画をこの時期に作る意図、目的、又、特にこういった分野、こういったところに力を入れていくために、この小委員会・立地適正化計画が大事だということを教えて欲しい。

事務局

立地適正化計画の策定タイミングについては、令和6年4月に鈴鹿市都市マスタープランを改定し、今後20年先の都市を見据えた理念や方針を定めたので、この理念や方針を実現していくために実効計画として立地適正化計画を策定していこうと考えている。

また、総合政策課がまとめた将来人口推計では、人口の減少想定が大きくなってきた。立地適正化計画の1番の目的は人口減少社会に適応した街にしておくことです。社会インフラは、人口がピークの時に合わせた形で整備されている。このインフラを維持管理していくことも行政は担っていかなければならない。人口減少社会における税金などを考えると、維持するのも難しいというところがあり、効率的に維持していこうと思うと、コンパクトな街を作っていくことが重要です。都市マスタープランを改定した時期が1つの要因であり、将来人口の推計もまた新たに出てきたことから、このタイミングで立地適正化計画を策定していく。立地適正化計画自体は20年先を見据えた計画だが、PDCAを回して5年ごとに見直していく計画なので、今すぐコンパクトな街にする、一気に縮めるというのではなく、人口減少社会に適応していくためにスタートを切りたいと思う。

議長（会長）

何かの物作りの計画ですと何年後にできるなど分かりやすいが、街全体のこの大きな形を大きく変えていくのがいいのではという、なかなかその答えがあるようでない、非常に難しい仕事だと思う。それゆえ、皆さんと一緒に

て、計画の検討を行うという事です。

村山委員

都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定するものだが、様々な都市機能を集約する都市機能誘導区域については、この計画をきちんと作っておけば国の補助も得やすい仕組みになっているし、これから災害リスクが高いエリア、津波及び洪水のリスクがあるところについては、居住をどうするのかという重要な議論もあるかと思うので、この計画策定を通じて議論するのが良いと思う。

金沢委員

県内の他市の策定状況について、いつ頃策定されたのか、また、どのように進めてきたのか。

事務局

三重県内で最初に策定したのが桑名市で平成 29 年 3 月に策定・公表している。直近は名張市が令和 6 年 7 月に策定・公表している。作成時はまちまちであり、その市の計画を作らなければならない状況によって違う。熊野市が現在令和 6 年度から計画策定に着手。志摩市、尾鷲市が令和 7 年から策定に着手を予定している。

議長（会長）

国の指導もあり策定するのが標準という形になってきている。

今井委員

鈴鹿市は 3 つへそがある。一点に集中していないという過去の歴史もあるが、その中で作成するため難しいところもあり、他市に比べると出足が遅くなったのはその辺もあつたのかと思われるが、災害の件を言うと、海岸地域は津波のこともあるし、また、今後道路整備が進むと人の動きも変わることもある。計画を策定するには、将来のことを考えた場合難しく頭を悩ます。そこには人も住んでおり、当然住んでいる方にも影響が出る。行政サイドでマスタープランを基に計画作るときは、そこに住んでいる方々が置き去りにならないように気をつけていただきたい。コンパクトシティは従来から言われているが、効率に良いまちにするにはインフラの整備が必要になってくるので。住民の意見もしっかり聞き計画の策定を進めていただきたい。

議長（会長）

地域との意見交換をしながら進めて欲しいとのことだがどうか。

事務局

1 点皆さんに理解いただきたいのが鈴鹿市には白子・神戸・平田の3つの核があるが、コンパクトシティということで、それを一つに集約しようといった極端な話ではなく、皆さんが住んでいる街の形を十分理解した上で議論をしていきたい。

人口減少社会において津波などのリスクがある土地もハザードマップで公表しているので、そういったところでどう居住するか計画策定過程において、又、策定後も市民と共に協議していきたい。

5年に1度見直しをすると定められているので5年に1度、どのように街が変わったかということを経営しながらブラッシュアップしていく。策定しておしまいという実行計画ではなく、遠い将来の理想的な街に向け5年ごとに市民の方々と見直しをしながら共に進んでいきたい。その1つの協議ツールとして定めていきたいと思っている。自治会の方々には協力願うことが多々あると思うのでよろしくお願いします。

矢田委員

新しい総合計画・都市マスタープランがスタートした中、埼玉県での道路陥没事故や多くの自然災害をニュースで見て懸念している。海側の住民の方からも津波への警戒感や雨水での道路冠水など様々な意見をいただき、災害の視点が今後のまちづくりでは重要になると感じる。立地適正化計画策定においても災害に対する視点にウエイトを多く割いて欲しい。

事務局

今回の立地適正化計画の中でも大きな目的の1つで防災減災がある。人口が右肩上がりに増加している時はどんどん人が増えるので、土地の低いところなども開発されて住んでいるというのは現実にあった。ただ人口減少時代になり土地が余るようになってきたので、どこに住むのかを選択できる時代になっている。行政が安全なところ、住みやすいところを居住誘導区域や都市機能誘導区域という形で見える化することにより、住むところを探す時、選択する時の判断材料にしていただける。

鈴鹿市では近鉄沿線のあたりに伊勢街道という街道筋もあり、人口がかなり張り付いている地域となっている。そこをどう残していくか、危ないながらもどう住んでいったらいいのかということも考えていくべき。様々な面から検討を進めてより良い鈴鹿市というものを作り上げていきたい。

山路委員

自然災害が頻発し地球温暖化の影響もあり、絶対ここにいたら安全というのは日本にも世界中のどこにもないのではないかな。開発していく上で安全なところというのはすごく大事だが、土地には様々な想いがあり、また、先祖代々のというような土への愛着や人間関係等様々なものがあるなか、なかなかこちらの方が安全ですから移ってくださいというわけにはいかない。やはり情報発信も含めて計画を作るというだけではなく諸事情を踏まえて、ここからは離れがたいけれどもここがどういう位置にあるのか、自分の住んでいる地域がどういう位置にあるのか、もし災害が起きたらこんな危険性があるということを住んでいる皆さんが理解できて、それに備えて日頃から取り組みができるような発信の仕方をしてほしい。今住んでいる所の文化や歴史など前の世代から受け継いだものも大事にしないといけないと思うので、情報発信にも力を入れながら都市を作っていくことを他の課や他の団体等、メディアなどともどんどん連携をしていき、情報を発信してほしい。年代によってどこで情報を取るかは違ってきているので様々な形で情報発信をして意見をいただきながら、あるいはこちらで分かっているような情報を伝えながら、みんなが安全に暮らしていけるということを是非含めて小委員会の中で話し合ってもらいたい。

議長（会長）

防災計画というのは都市計画以外にも持っているから、そことの連携等、まちづくり委員会も様々な活動をされているからそういった組織とこれまでの考え方とのすり合わせをやっていくのが良い。

藤枝委員

小委員会のメンバーについてお聞かせ願いたい。条例 11 条第 3 項第 4 項に規定するものとあるがどういった方々を想定しているか。

事務局

小委員会については、都市計画審議会委員の中から選ぶ形になる。名簿にある都市計画審議会委員の他に専門委員もみえる、それ以外にも呼びすることも可能なので、議論内容によっては審議に入ってもらい意見を頂戴することもあり得る。メンバーについては、会長を含めて 6 名以内と決まっているので会長と相談しながら委嘱していく。

藤枝委員

防災の話もあり、また、市民と一緒に策定するとの話もあったので、市民の

方も入る可能性はあるのか。

事務局

可能性はある。議論したい内容を考えて良い人を選んでいきたい。

議長（会長）

意見等出尽くしたように思いますので、意見をまとめたいと思います。

鈴鹿市立地適正化計画の策定に伴い小委員会を設置することを承認したいと思いますがいかがでしょうか。

（委員に対し異議が無い事の確認）

ありがとうございました。

続きまして、事項書 2 番その他事項について、事務局、説明をお願いします。

事務局

四日市都市計画道路北勢バイパスの変更に係る取扱いについて説明します。

本審議会で四日市都市計画をなぜ報告するのかというと、四日市都市計画に鈴鹿市采女が丘町が含まれていることから鈴鹿市に対して四日市都市計画の変更等について意見聴取が行われます。通常であれば審議会に諮ったうえで意見を提出しますが、多くが四日市市域で定められる都市計画決定であり、鈴鹿市に及ぼす影響が小さいことから、審議会に諮らずに、鈴鹿市が直接回答することを令和 2 年 11 月 11 日開催の第 46 回鈴鹿市都市計画審議会でも説明し了承いただきました。

今回、四日市都市計画道路北勢バイパス 3 工区の変更で、鈴鹿市域の一部がかかっている可能性があり、三重県から当該変更に係る意見聴取の照会文書が届きました。議案書添付の都市計画図緑色着色の鈴鹿市域の境界ラインが四日市都市計画道路北勢バイパスにかかっています。利害関係者になり得る緑色着色部分の土地所有者に対しては、都市計画の変更に係る説明を国（北勢国道事務所）により個別対応として実施しています。本市としては、市域のごく一部が影響しているだけで、土地所有者への説明が行われていたことから、四日市都市計画道路（北勢バイパス）の変更案について異存なしと回答していますことを報告します。

参考までに、北勢バイパスについて説明します。北勢バイパスは、三重郡川

越町南福崎の国道 23 号線交差点から、鈴鹿市稲生町の国道 23 号線中勢バイパスまでの四日市都市計画と鈴鹿都市計画に位置付けられた都市計画道路です。このうち、鈴鹿都市計画道路北勢バイパスについては、令和 5 年 9 月 15 日に計画変更の都市計画決定をし、令和 6 年 7 月 9 日事業承認されたところです。今回の四日市都市計画道路北勢バイパスの変更は、令和 7 年度以降の着実な事業推進に向けておこなうものです。これまでの地域との調整を踏まえ、より周辺環境に配慮するための一部構造形式の変更や、最新の測量調査、地籍調査等に基づく設計の見直しを実施した結果、道路幅員等に変更が生じたため、本路線の区域の変更を行うものです。

以上で、四日市都市計画道路北勢バイパスの変更に係る取扱いについての説明を終わります。

議長（会長）

質問や意見がありましたら発言願います。

松葉谷委員

現時点での北勢バイパスの完成時期はいつか。

事務局

今回の北勢バイパスの都市計画決定の変更は事業承認に向けて行うもので、変更決定後事業承認をとり詳細設計、測量などを経て着工となり完成までには長いスパンを要する。完成時期については、事業主体である国において公表しておらず、お答えできかねる。

今井委員

先ほど説明があった鈴鹿市采女が丘町が該当地か。

事務局

四日市が四日市都市計画の区域を定めている。四日市都市計画の区域内に鈴鹿市采女が丘町の鈴鹿市地が含まれている。少し難しい話にはなってくるが、四日市都市計画の中に鈴鹿市采女が丘町が定まっている関係で、四日市の定めること全てにおいて鈴鹿市に意見を聞いてくる形になっている。ただほとんどが鈴鹿市に影響のないことなので、令和 2 年開催の第 46 回都市計画審議会で、こういう案件について先に市で回答し、その後行う審議会で報告のみするという形で理解をいただいている。采女が丘町が該当地ではない。

議長（会長）

意見等出尽くしたように思いますので、これで終わりたいと思います。
これで、本日の議題はすべて終了しました。進行を事務局へ返します。

幹事（課長）

磯部会長ありがとうございました。
これをもって、本日の審議会を終わります。ありがとうございました。

上記のとおり第54回鈴鹿市都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人2名が署名する

署名人 坂 口 博 文
 (原本は自署)

署名人 鶴 田 利 恵
 (原本は自署)